

令和3年度第3回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和3年11月10日（水） 14:00～15:26

場 所 船橋市役所本庁舎 11階 大会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表
森 本 亨 千葉県弁護士会千葉支部
矢部 智之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
澁澤 茂 千葉県社会福祉士会 会長
野口 友子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長
原田 裕仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長
丸山 恭平 船橋市社会福祉協議会 事務局次長

オブザーバー 本多 悟史 千葉家庭裁判所 主任書記官
吉田 真悟 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 健康・高齢部 土屋部長
地域福祉課、地域保健課、障害福祉課 各課長及び担当者

事務局 地域包括ケア推進課 斎藤課長、窪田課長補佐、後藤課長補佐
ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）中核機関の在り方について
（2）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係るパブリック
コメント及び住民説明会について
（3）事務連絡
3. 閉会

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長補佐）

定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第3回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、協議会の欠席者でございますが、精神保健福祉士代表の赤堀委員から欠席のご連絡をいただいております。ご報告させていただきます。

初めに、本協議会についてご説明いたします。

本協議会につきましては、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱に基づき開催するもので、本市の成年後見制度利用促進基本計画及び権利擁護支援推進のための方策について検討することを目的としております。本会議につきましては公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

続いて、傍聴についてです。本日の会議につきまして、傍聴者の定員5名として市ホームページに掲載しましたことをご報告いたします。本日、傍聴を希望される方はございませんでした。

続きまして、議事に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認ください。足りない場合は挙手にてお知らせいただきたいと思います。

お手元に配付させていただきました資料、最初に会議次第でございます。2枚目に席次表でございます。次に、資料1「中核機関設置の在り方について（案）」と書いてあるものでございます。次に、資料2「成年後見制度利用促進基本計画等に関する今後のスケジュールについて」、最後に、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」となっているものがございます。皆さん、大丈夫でしょうか。

それでは、以降の議事につきまして、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づきまして、会長が議長となり議事を整理することとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）中核機関の在り方について

○佐藤会長

佐藤でございます。これから進行をしていきたいと思っております。

前回のこの会議が書面会議になりまして、皆様に書面にて様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。それを何とか事務局と隣の矢部副会長と私とで取りまとめて今日に至っているということでございまして、やはり対面でやったほうが議論がスムーズかなと思っておりますので、ひとつ今日もよろしくお願いをいたし

ます。

それでは、次第に従って進行いたします。

まず、議事の1つ目、「中核機関の在り方について」ということですが、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局の國島でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず初めに、船橋市成年後見制度利用促進基本計画につきましては、第1回、第2回と皆様方のお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。第2回は書面会議ということで、対面で開催できず誠に残念ではあったのですが、皆様のお力添えをいただきまして、パブリックコメントに使用する計画案を何とか形づくることができました。改めてお礼申し上げます。

今回は、実際に計画を遂行するための令和4年度から実際に立ち上げを行う「中核機関の設置について」ということを題材に挙げさせていただいたところでございます。実際に中核機関を立ち上げてどのように運用していくのか、また、実際の運用に当たっては専門職の皆様方のお力添えが必要でございます。市としての案を今回ご用意させていただきましたので、今日は皆様方にご意見等をいただけましたら幸いです。よろしくお願いたします。

それでは、早速説明に移りたいと思います。

まず、資料1「中核機関設置の在り方について（案）」というパワーポイントの資料をご覧くださいと思います。最初の説明は中核機関の設置の部分で、船橋市では、権利擁護支援における中核機関の設置を、令和4年度4月から地域包括ケア推進課内に市の直営として設置を予定しております。

中核機関の実際の業務のところですが、まずは権利擁護における総合相談の実施、基本的には権利擁護支援における二次的な相談機関として、一次相談窓口、例えば地域包括支援センターとか、障害者の相談窓口とか、生活困窮の窓口など、そういった一次相談窓口からの相談に対応するようにしていきたいと思っております。

権利擁護における相談窓口を掲げる以上は、一般市民からの問い合わせもあるかとは思いますが、それはもちろん対応はしていくこととしますが、あくまでメインは二次相談を受ける機関としてやっていきたいと考えているところです。そのほかの業務としましては、国で掲げている中核機関の4つの機能がございまして、その段階的な実施や、権利擁護支援等推進協議会や新たな会議体の運営を事務局として行っていきたいと考えております。

中核機関の4つの機能については、国で示されているものですが、この下に記載をしてあるとおりでございます。①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能というものが示されているところでございますが、船橋市の中核機関としましては、令和4年度に、①広報機能と②相談機能を優先して、実施していきたいと考えております。残りの③利用促進機能と④後見人支援機能につきましては、中核機関の実施状況を見ながら、段階的な実施を検討してまいりたいと思っております。

さらに、この部分について具体的に説明をさせていただきますと、①の広報機能については、まず中核機関の周知、あとは成年後見などの一般市民に向けた講演会等を行って、制度の周知や理解促進、中核機関の周知等を行っていきたいと思っています。また、一般市民だけではなく、司法、福祉関係者の専門職に向けても研修や啓発活動を行っていきたいと考えているところです。

②の相談機能についてですが、ここはネットワークですね。皆様方のお力添えもいただきながら、ネットワークを駆使して、関係機関と連携しながら対応を図っていきたいと考えているところです。

③の利用促進機能です。利用促進機能は一言で言うと難しいところですが、細く分解すると受任調整だったり人材育成だったり、権利擁護支援の適正な判断だったり、いろんな要素が含まれております。船橋市においては、成年後見制度の申立ての判断や日常生活支援事業の活用等、権利擁護支援の判断について、会議体等のネットワークを活用しながら考えていく体制をつくっていかないと考えているところです。この受任調整や人材育成については、中核機関の相談機能とか実施状況を見ながら段階的に検討していきたいと考えているところでございます。

④の後見人支援機能については、中核機関の相談機能の一環として実施していくと同時に、会議体やネットワークを駆使して、チームとしての後見人の支援体制をつくっていただけると考えているところです。

続きまして、次のページをご覧くださいませでしょうか。ここでは啓発や研修等の体系について説明をさせていただいている部分でございます。こちらの体系については、大きく市民向けと専門職向けの研修や啓発活動、大きく2つに分けているところです。

まず、上の部分の一般市民向けというところですが、成年後見制度の普及啓発の講演会についてのところは、これまでも市のほうでは毎年行っていたところでございます。こちらにつきましては、今後もこれまでと同様、一般市民に対して成年後見制度の普及啓発のために、年2回の講演会を引き続き実施していきたいと考えております。

次に、下の市民後見人養成講座のところにつきましては、現在、障害福祉課で毎年実施しているものでございます。今後につきましては、中核機関設置後に構想している人材育成との絡みをどのようにしていくべきか、庁内で検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、その下の「専門職向け研修について」です。権利擁護の考え方の普及啓発には、地域を取り巻く専門職に向けての啓発活動が重要ではないかと考えておきまして、地域の司法、医療、福祉の専門職に向けて権利擁護に関する啓発活動、また、成年後見制度や意思決定支援等の研修等を行っていきたいと考えているところです。こちらは、これまで市で実施はしていなかったもので、全くの新しい新規事業としてやっていきたいと考えているところでございます。研修の対象者は、一次相談機関等の専門職に向けて、あとは専門職後見人を想定しているところでございます。一次相談機関に向けての研修と専門職後見人向けの研修の内容は違ってくると思いますので、まずは、一次相談機関の専門職を優先して、一次相談機関向

けの内容で実施していきたいと考えております。続いて翌年度に専門職後見人をやるかどうかというところは、状況を見ながら考えていきたいと考えているところでございます。

啓発、研修等の体系については以上でございます。

続きまして、資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの資料の表は、船橋市の庁内の連携体制を図にしたものになっています。最初に簡単に説明させていただいたところがございますが、中核機関は権利擁護支援の二次相談機関を主として行うということを申し上げました。基本的にこの図にあるように、生活困窮、高齢者、障害、知的障害・精神障害など、各分野の相談窓口が本人ないし地域からの相談を受け、本人に対して一次相談機関が直接的な支援を行っていくというような図になっていると思います。

その中で、成年後見人制度等の権利擁護のニーズが確認されて、対応が困難のものに対しては中核機関に相談していただき、対応や連携を行っていくことを想定しております。逆に中核機関が受けた問題を各分野の専門の方々に協力を要請したいということもあり得るかと思っておりますので、前後のつながりであったり、横のつながりであったり、一体的に対応していくような形の図になっているところです。

多分野にわたる複合的な問題や8050問題等の家族全体の支援を必要とするケースの場合には、各分野の連携を密にして、支援チームとして包括的に本人に関わる体制を築いていきたいと考えているところです。これは一例と言いますか、あくまで庁内に関係する図ではあるのですが、外部の支援機関も同様、多職種連携を基本として、チームアプローチで本人の権利擁護の困難事例に対応できるよう支援体制を構築していきたいと考えているところでございます。

相談の体系のところは以上でございます。

続きまして、4ページです。ネットワークや協議会についての説明をしていきたいと思っております。

こちらの図は国のポンチ絵にも載っていますし、船橋市の計画でも同じような図が載せております、地域連携ネットワークのイメージ図です。ネットワークを構築して本人や後見人を支える図となっているところで、これから私のほうで説明させていただくのは、この支える協議会、ネットワークの詳細を説明させていただきたいと思っております。

それでは、次のページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは来年度に向けた会議体、ネットワークをどのようにしていくかということで、我々地域包括ケア推進課と庁内で検討等を行いまして、このような形にできたらというものを表したものになっております。権利擁護支援に向けた会議体を3つに分けておりまして、それぞれの会議体ごとに役割を分けてみたところがございます。

1つ目は、この会議の名称にもなっております権利擁護支援等推進協議会です。こちらは、計画の取組状況や中核機関の運営に関すること、権利擁護支援の仕組みづくりや地域連携ネットワークに関することを話し合う会議体としているところでございます。

右側の上の部分ですが、2つ目は権利擁護支援定例会議です。あくまで仮称ということでここに示させていただいているところですが、簡単に申し上げますと、事例などを検討する会議、あとは受任調整などもこの部分に入ってくるかなというところですが、どちらかというとは支援者を支援するようなタイプの会議としています。事例等を話し合うに当たり意見交換しやすい形とするために、この権利擁護支援等推進協議会より小さな会議体をイメージしているところでございます。

最後は、右下の専門職相談です。こちらは支援者が困ったときに弁護士等の専門職から助言を受ける体制を整えるものでございます。

それでは、さらに細かくこちらの会議体についての説明を、次のページからさせていただきますと思います。6ページをご覧くださいませでしょうか。

まずは、この協議会の名称にもなっている船橋市権利擁護支援等推進協議会です。こちらの会議は、船橋市の成年後見利用促進基本計画及び権利擁護支援に関するネットワーク会議ということにしております。

構成員といたしましては、今日お集まりいただいております皆様に加えまして、令和4年度からは医師の参画を予定しております。その他追加で考えられる委員としましては、現在思い当たる者を資料に並べており決定ではないのですが、地域包括支援センター職員や民生委員、生活困窮に関する機関、当事者団体、消費生活センターをあげています。来年度以降の委員の選定につきましては、皆様方のご意見を伺いながら、ネットワークに参画していただく委員の検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

会議の開催頻度としましては、令和4年度は年2回としておりまして、今後の状況によりまして、開催頻度の変更も検討していきます。減らすかどうかというところもあるかなと思いますが、皆様方とネットワークを築かせていただくために、まずは年2回、しっかり行っていきたくて考えているところです。

会議の内容、目的としては、繰り返しになりますが、船橋市の権利擁護に係るネットワーク形成のための会議としております。船橋市の成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況や、中核機関の取組の報告、あとは権利擁護支援の課題に対して、対応策の検討や事例を基にした制度変更等の検討をこちらの会議で行っていきたくてというところがございます。また、この利用促進の計画も5年でございますので、今後計画の更新等もこの会議で考えていく形になるかというところがございます。

またページをめくっていただきまして7ページをご覧くださいませでしょうか。続きまして、権利擁護支援定例会議の説明をさせていただきます。

こちらの会議は、権利擁護支援を行っていくに当たり、直接支援の要となる支援者のための重要な会議体という位置づけにしております。権利擁護支援等推進協議会を全体の運用の会議とすると、こちらはケース支援の会議ということで、権利擁護における支援方針の検討や困難事例の検討、相談、成年後見制度利用の判断、市長申立ての判断等を行う会議体で、皆様の中から支援者が助言を受けるといった形の会議と考えております。弁護士をはじめとする専門職の助言を受けながら、様々な機関と連携、役割分担を行いながら、対応について検討を行っていくというような内容を考えているところです。

会議の参加メンバーにつきましては、弁護士や医師等の専門職数名、事例提出者、中核機関職員や連携関係部署、社会福祉協議会等を想定しておりまして、積極的な事例の意見交換をしていく観点から、この協議会よりは少人数のほうがいいかなと担当者レベルでは考えているところです。

開催頻度につきましては、3か月に1回を考えております。既に中核機関を設置している先進自治体などを見ていきますと、毎月1回実施している自治体も結構あるのですが、我々のところといたしましては、支援者や助言をいただく専門職の皆様方の負担軽減も考えまして、現在の回数設定にしております。

回数を多く設定している自治体は、権利擁護の支援方針決定や成年後見の市長申立ての判断を必ず会議を通して行っていくということから、それをしっかりやっていくとなると、どうしても開催頻度が必要になってくるというところがありますので、月1回という設定になるものと思われまます。ただ、必ず会議を通す分、判断までにどうしても時間がかかってしまうというデメリットもありますので、船橋市ではこれまで各分野で判断を行っていたものはそのままに、判断に迷う事例や困難事例など、必要に応じて事例を会議にかけていく形をとっていくことで、迅速性を担保しつつ、柔軟に判断、対応をしていきたいと考えているところでございます。

具体的な会議の内容については、権利擁護支援方針の判断や成年後見利用の判断、困難事例の検討、市長申立ての判断等の議論を行う、助言を受けるというような内容にしていきたいと考えております。

事例提出者は中核機関の職員や、一次相談機関からの事例提出を基本としまして、必要に応じて後見人支援として専門職後見人の参加があってもいいのではないかと考えております。

また、計画のほうに法人後見の支援育成も掲げているところですので、この会議を通じまして、法人後見への支援や助言等もできればと考えているところでございます。

検討内容が多岐にわたりまして分かりづらい部分もあるかもしれませんが、あとは事例を積み重ねて、よりよい形を模索、検討してまいりたいと考えております。

また、受任調整をこの会議の延長線上でできたらと思っております。事例の提出の内容を見ながら必要に応じて行えればと。中核機関の実施状況を踏まえながら、受任調整をどのようにしていくかを考えていきたいと思っております。

定例会議の部分は以上でございます。

最後に、専門職相談です。こちらは司法などの専門的な課題に対応するため、弁護士等による支援者や後見人のための相談支援体制を整備していきたいと考えております。こちらの表記に「弁護士等」というふうにしているのは、必要に応じて医師などに入っていただくなど、その他の専門職からの助言を想定しているためでございます。基本は弁護士の方をメインに考えているところですが、まだ構想の段階ではございます。

開催頻度としましては年12回としまして、基本的には臨時開催です。必要時に開催するという形なので、必要がなければ開催しないというような形の方法を取っていききたいと思います。

活用方法といたしましては、複雑な権利擁護の問題に対して判断に迷う場合、法的な助言が必要な事案が出た場合に助言を受けられるような形を考えておりました、一次相談機関の支援者や中核機関の職員が活用できるような形を考えているところです。あとは、中核機関等が介入したケースであれば、親族後見人の方に入っているだけでもいいかなど。親族後見人であっても、中核機関が介入して専門的な判断が必要なケースであれば、そういった方々も後見人支援の一環で活用できたらいいのかなど考えているところです。

こちらの会議は、権利擁護支援定例会議が3か月に1回なので、緊急で権利擁護の判断が必要なときに、定例会議を補完する形で活用を想定しているところです。どうしても、3か月に1回でそこまで待てないという事例は必ず出てくると思いますので、その間の隙間を埋めるような形で活用できるスキームであればいいなというところで、このように考えております。

会議体の説明については以上となります。誠に勝手ながら、いろいろと専門職の皆様方の参画方法などを記載させていただきましたが、こちらの会議体については、あくまで現時点で市が考える提案の段階のものでございまして、実際には専門職の皆様方のご協力が不可欠であり、具体的な内容についても今後相談させていただく内容でございます。あくまで現時点の提案の段階ということでご容赦いただけたらと思います。今後皆様方とご相談させていただいて、こういった形がいいかというところは詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の議題につきましては以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。

いろんなタイプの会議や研修が盛り込まれておりました、全体はどうなるのかという感じで理解がしづらいところがございますけれども、色々ところで活用されるであろう専門職の皆さんがここにいらっしゃると思いますので、皆様のほうで忌憚のないご意見をいただければと思います。

どうぞ、森本委員。

○森本委員

森本です。いくつかあるのですが、まず2ページ目、広報・啓発の啓発、研修の関係です。市民後見人の養成講座というのがここに組み込まれていますけれども、現状、高齢分野でこのまま養成講座というのをスタートしても、その後つないでいくすべがないというか。

というのは、まず市民後見人というのは、実際に後見業務に関われるようになるためには、法人後見というのが必須というか、そこに補助として支援員なりの形に入って関わっていくというのが本当にスタンダードになっているので、法人後見なしの状態では養成講座だけスタートするというのは、啓発の意味はあるかもしれない

ですが、養成という意味ではその後につながっていかないのでは、これだけ先行するというのはどうなのかなど。啓発していくというのはいいかもかもしれません、裾野を広げていくという意味で、現状としては。そういう問題意識が一つあるので、法人後見のほうをセットで考えていかなければいけないという意見です。

業務への関わり方だけではなくて、日常業務から報告まで市民後見人のほうで実際業務をやるというときに、法人のほうで全面的に監督なりバックアップなりをしていかなければいけないということもあるので、そういう母体が絶対必要ということだと思います。これは意見です。

それから、年2回の権利擁護支援等推進協議会、6ページ目です。これは賛成意見というか、年2回ということもあるので、そんなに頻繁でなければ、できるだけ現場に近い人たちを呼ぶという意味で、下に書いてある民生委員とか地域包括支援センターとか生活困窮に係る機関など、現場に近い人たちの意見が吸い上げられるよう、参加していただくのがいいような気がします。人数が多くなっても、年2回でやるのであれば、そういうのもいいのかなと思っています。これも意見です。

それから、これは質問ですけれども、7ページ目の権利擁護支援定例会議です。先ほどの話ですと、市長申立てをするかどうかという判断が必要な事案について、全てこれにかけるわけではないということになりますかね。ということは、困ったものを、これはかけようというその判断は、どこがいつやるのかという、その前さばきはどのような形で手続上やっていくのかということの質問です。

それに関連して、定例会を補完する形で使うということになったときに、専門職相談のほうはどう考えても3か月に1回に比べてタイムリーにできるのではないかとこちらばかりになってしまって、定例会が形骸化してしまうということはないかとということが懸念されるので、その辺はどんな考えかなという質問です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今の森本委員のご質問とご意見について、何か事務局からコメントございますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

1番目の市民後見人養成講座に関しましては、これは継続事業として障害福祉課のほうに既に毎年行っているものではございますので、中核機関としてどうしていくかは、今後、障害福祉課と、これをより拡大させていくのかどうかなど、庁内で詰めていきたいと考えているところです。

確かに森本先生の言うとおりの、市民後見人養成講座とうたってはいるのですが、船橋市では多分まだ市民後見人は誕生していない現状かと思えます。それはなぜかという、おっしゃるとおり監督機能として法人後見のバックアップがないと選任が難しいからです。計画にも触れておりますが、人材育成に関しましては、市民後見人養成を行うためには、中・長期的なスパンで考えていかなければいけないかなと思っています。ですので、計画ではその前段階として権利擁護サポーター養成講座という名称を使って、まずは下地をつくっていくというような形を取っています。

そこから、日常生活自立支援事業に携わる人であったり、船橋市障害者成年後見支援センターでご活躍していただく方だったりの人材を育成しつつ、一方で法人後見の支援も今回の計画に載せております。法人を育てつつ、ゆくゆくは市民後見のバックアップが担えるぐらいの力がついたら、そこで市民後見の誕生に繋げていきたいと考えているところです。船橋市では、残念ながら今の社会資源の状況を見ると、今すぐには難しいのかなと思いますので、そこは段階を経て、まずは裾野を広げること、人材育成、権利擁護に携わってくれる、考え方を広げてくれる人を広めつつ、法人後見を育てていきたいと考えているところでございます。

そこがまず1点目で、このまま進めてよろしいですか。

○森本委員

はい。意見ですので大丈夫です。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして、権利擁護支援協議会のメンバーに関しましては、意見のほうをありがたく頂戴いたしまして、現場に近い方の参画等も検討していきたいと思っております。

最後の質問の部分で、市長申立ての前段階のさばきというところですね。

船橋市のあくまで自前の評価ではあるのですが、市長申立ての数は他市と比べるとそんなに少なくはないかなとは思っています。それは多分、各関係課、地域包括ケア推進課や地域保健課や障害福祉課のほうが各自で判断がそれなりにできているからだと思われまます。その辺は逆に今うまくいっているものは崩さずにやりたいというところから、全数を会議にかけてという形はあえて取っておりません。事前の各課による判断については、医師の意見などを聞きながら判断している部分もあるかとは思っていますので、今やっているものをしっかりやりながら、それに加えて判断が難しいものをみんなで考えていこうというような形をつくれればというところでございます。いかがでしょうか。

○森本委員

判断自体はそうするというので分かりました。そうすると、定例会議がありますので、困った事例についてはこちらで検討できますよということを各課に周知して、中核機関のほうに上げてもらった上で会議にかけるという具体的な流れになってくるのですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

そうですね。各課の判断をするような会議を設けているかと思っておりますので、その部分でさらに難しいということであれば、定例会議のほうに上げていくということです。

最後に、定例会議が形骸化してしまうのではないかとこのところでは。

「定例会議」は横のつながりと言いますか、ネットワーク会議の意味合いも強いかなと思っております。どちらかというところ「専門職相談」は個々での相談、ピンポイント

ントの問題に対して解決に向けた意見をいただくという形かなと思っています。定例会議のほうは、いろんな方々が出席するので、逆に学びの場も含めても考えていまして、困難事例を共有した専門職や他の課が自分のところで今後同じような事例が出てきたときに、このようにやっていこうというような、事例を見ながら学んでいただく場でもあるかなと考えております。逆にタイミングで事例がない場合は、「専門職相談」に上がった事例を、こういうケースが上がりましたということで、皆さんと共有するのもいいのかなと考えているところです。

○佐藤会長

ありがとうございました。

森本委員、よろしいですか。

○森本委員

はい、大丈夫です。ありがとうございました。

○佐藤会長

今のご意見、ご質問に関連しても結構ですし、別の話題でも結構ですけれども。

どうぞ、澁澤委員。

○澁澤委員

澁澤です。関連しているようでしてないような話なのですが、質問としては、僕は社会福祉士会の立場で参加させてもらっていて、僕は後見業務を直接はやっていないのですが、一応会長という立場で、現に後見を受けている人への苦情みたいなものが時々来ます。本来的には裁判所さんの仕事だと思うのですが、黒か白かはっきりつけにくいような、例えば法的紛争があるような事案や後見人の苦情等、そのようなことを中核機関に持ち込めるような場になるのかどうか。なるとしたら守秘義務みたいなものの書き方は難しいと思うのですが、そのようなことについてどうお考えでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

その辺の個人情報関係の取扱いにつきましては、あくまで事例を出す場合は名前を伏せて個人を特定できないよう加工して出すことになるかと思えます。また、法的な難しい問題につきましては、中核機関に持ち込んでやったほうがいいのかどうかは、逆に佐藤会長や委員の皆様にもお伺いしたいなど、我々でも経験がないものでして。

○澁澤委員

そうしたら、もう少し意見があるのですが、いいですか。

○佐藤会長

お願いいたします。

○澁澤委員

やるとしたら3か月に1回の会議の場が適当なのではないかなと思います。この機会とかぶせるのがいいのかどうか分からないですが、実際に後見を受けている専門職なり、親族の方を入れるかどうかもありますが、そういう人たちが集まるような機会、正解はきっと白黒はっきりできないと思うので、僕はこう思うとか、こういうやり方もあるのではないかと等、そういう機会があるといいのではないかと。この3か月に1回の会議にかぶせてしまうと、煩雑なのか、趣旨が違ってしまうのか、ということは思うのですが、そういう場があるといいのではないかなと思います。

そういう人たちを把握することは裁判所のほうでできるのですか。船橋市に居住して、もしくは船橋市が援護している施設などに入っている方についている後見人など。

○佐藤会長

裁判所のご意見は後でお聞きすることにして、そういう事例についての情報をどう守るのかということについては、想定されている専門職の方々は全員が各団体の倫理規定の中で守秘義務を負っているはずなので、その限度で守秘は守れるのかなと思っています。専門職でない人が入ってくると、ややどうなるのかという話があるので、澁澤委員の意見とは逆に、定例会議とか専門職相談のほうで、そういう事例については、さぼくとか、ご意見をいただくということにしたほうがいいのではないかなという気はいたします。これは私の今の想定です。

○澁澤委員

そうすると、定例会議のメンバーがどうなるのか分からないけれども、どちらかという後見の周辺の人みたいなイメージで、現に後見人として活動されている方が中心ではないようなイメージなのですが、そういう場があったほうがいいのではないかとというのが一番の強い意見です。定例会議に合わせるのか別にすることについては、ご検討いただくことにして。

○佐藤会長

今の澁澤さんの意見は、専門職後見人あるいは親族後見人、両方含む。

○澁澤委員

親族の場合は、きっと親族の方が複数やるということはありませんから、まずは専門職後見人ということでもいいのではないかなと思います。親族後見人については、多分この相談会なんかで相談がある方については、受けていけるということでいいのではないかなと思います。

○佐藤会長

イメージとしては、後見人の研修というものをやりますということで、専門職後見人を対象とする研修であるということが冒頭にありますので、そこで意見交換をやる。それから、後見人がついた人から、あるいは、ご家族から出てくる苦情というのは当然予想されるわけで、それは中核機関のほうでさばいていくということでしょうけれども、ちょっとさばき切れないという場合には、今の専門職相談とか定例会とかで検討していただく。そういう話になるのかなと想定をしています。そこはまた事務局のほうで整理していただけるとありがたいのかなと思います。

最後に、家庭裁判所にこんな苦情が来たらどうするのか、というようなご質問がございましたけれども、多分、家裁にはいっぱい苦情が来ているのだろうと思いますけれども、家裁のほうではどのような処理をされているのか、もし話せるようであればコメントをいただければと思います。

○千葉家庭裁判所

頻繁に苦情が来るわけではないのですが、苦情を入れた方から事情を聴きまして、裁判官に報告して、後見人にも情報提供をして適切に対応できるようにしています。

○佐藤会長

ありがとうございます。突然振ってしまいまして申し訳ございません。

家裁に苦情が行くのか、それとも中核機関に苦情が行くのか、両方のルートがこれから予想されるわけで、その両方のルートの中でどんなふうに調整していくのかというような話が出てくるのかなと予想いたします。

澁澤委員、よろしいですか。

○澁澤委員

はい。ありがとうございました。

○佐藤会長

ほかにご意見はいかがですか。

○矢部副会長

私のほうから何点かあるのですが、とりあえず1点だけ質問させてもらいたいと思います。

その前にちょっと感想ということで、1ページ目の最後のところに、「令和4年度は①広報・啓発、②相談機能を優先して実施」と、このような形で書いてあります。そもそも4つ機能があるうちの、最初は助走みたいな感じの書き方なのですが、結局のところ、広報・啓発、相談事業、ここに全てかかっているのかなという感じはします。ですので、ここはまだ助走だからと緩めるのではなくて、ここできちんとやることによって、周知、そして、組織として機能されてニーズに応えられるような感じですね。そうすれば、その先の受任調整、人材育成に関しても必要性が生じ

てくるでしょうし、自然とそういった流れになるでしょうし、というところで、率先して、一番最初、まずここからというところですが、一番肝になるところなのかなというところが私の感想です。

それを前提に1点だけ質問です。一番最後に専門職相談というのがあって、私が勝手に勘違いしていただけていますが、これは臨時なんですよね。定期的に開催するものだと思いますので、しかも複数の専門職が対応するのかと思いますので、今聞いていて、ああ、違うんだと思いました。実質ほぼ弁護士が対応する、一つの専門職が対応するような形で、しかも臨時ということなので、具体的にどういったときに専門職相談という機会を設けるのかなとイメージしたときに、実際に後見業務があって、法的なところでちょっと疑問が起こったときに、後見人としたら専門職相談の機会をとということで要望するような形になって、臨時的に開催ということなのですかね。だとすると、現実には、もし法的な相談だったら、それぞれ後見人が身近な弁護士に相談して解決してしまうケースのほうが多いのかなと、何となく自分のことに置き換えてみるとそんな気がします。

なので、一番悩ましいところは、いろんな分野で重層的に重なったところの問題をどういった道筋で解決に向かっていけばいいのか分からないところなので、そこに関して専門職相談は非常にありがたいと思う反面、できれば弁護士さんだけではなくて、複数の専門職でトータルに相談できるほうがいいのかなどは思っているのですが、ごめんなさい、自分の意見が主になってしまいましたけれども、これは今私が申し上げたような想定での相談の機会という感じでのよろしいのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

矢部委員のおっしゃるところでの問題点などを解決するために出していただくということももちろんございます。専門職は一応弁護士がメインになるかなというところで表に弁護士と書いているのですが、場合によっては、医学的な見地から意見をもらわなくてはいけないことも出てくるかなと考えていまして、必要に応じては医師や、逆に言うと、法人後見で困っている部分に対しては、先進してやっただいている法人後見の方々に助言をいただくこともあるのかなと。なので、あくまでメインは弁護士になるかなと想定しているところではあるのですが、複数の専門職の人に入っていただくことも想定はしています。協力を得られるかどうかはこれからの話ではございますが、今の考えとしてはそのような感じです。

○佐藤会長

よろしいですか。矢部委員の意見としては、弁護士を中心にと、うたわなくてもいいのではないかとということなので、そこは要検討ということですね。どこに行きましても、地域でこういう相談会を開きますと、大体複数で、司法職と福祉職という感じで対応するのが普通ですので、相談形態については、なお要検討というようなことにさせていただくといいのかなと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ、原田委員。

○原田委員

行政書士の原田と申します。よろしくお願ひいたします。

今2点ほどありまして、1つは、前は書面会議でしたので2回前の会議でもちよっと意見という形でさせていただいたと思いますが、船橋市は、まずほかと違うのは直営である点が1点、それから、かなり他市と比べると人口が多くて広い地域、そこを扱うという点が、ほかの中核機関を目指しているところと先行しているところとは違う点かと思ひます。前々回お話しさせていただいたのが、例えば既に地域ケア会議など、その地域、地域で行っているような会議などもありますので、それをどう活用していくかというものを盛り込んでいけると、なおいいのではないかと。

私も定期的などということではなくてスポットで参加させていただいたことがありまして、そこでもいろいろな専門の方が来られていまして、事例のお話をされました。今、こちらの権利擁護支援会議ですとか、どちらかというところと専門職相談に当たるような内容が実際に行われていたもので、そういったものをここに落とし込んでいくとか、まだ議題にはなっていないのですが、次の基本計画の素案の52ページのフローの中に、ぜひ推進会議ですとか定例会議ですとか、専門職相談をこのフローの中にも落とし込んでいただくと、もう少し分かりやすくなるのかなということもあります。時間がかかって大変なことを言っているのかもしれないのですがけれども。

その立場をもう少し分かりやすく、市民の方にも、これを扱う専門職や介護・福祉に関わっている方にも、分かりやすくこのフローが活用できるといいのではないかとこのところで、意見をさせていただきました。

○佐藤会長

ありがとうございました。

52ページのフローの中に落とし込んだらどうかというのは、現状の図がかなり難しいことになっているので、もし可能であればご検討いただければと思ひます。

ほかにご意見ございますか。

○澁澤委員

すみません、もう一ついいですか。

○佐藤会長

どうぞ。

○澁澤委員

先々の検討と言われていましたけれども、受任調整はどんなふうに行われるか、イメージはありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

他市の状況も参考にさせていただいた上でのイメージなのですが、先行してやっているところも、どちらかというところ個別の専門職の方を指名でというよりは、専門職の団体まで絞り込んで、そこで家庭裁判所に投げられているというお話をちょっと聞いたことがあります。それであればどうするかというところはあるかもしれませんが、我々としては、逆に事案に応じて、例えば法人後見にこの人は適切なのではないかと、個別の事案で明らかにマッチングが必要そうな事案等が、今の地域包括ケア推進課に上がってきている事例でもいくつかありますので、そういった一つ一つの事案から取り上げて議論していくところからやればいいのかというふうには考えていまして、システム的な流れでやっていくというところは、現時点では考えていません。

○澁澤委員

分かりました。それぞれの会から推薦いただくことは後に必要なのでしょうけれども、僕は、地域で活動している専門職後見人の顔を理解し合って、「こういうのがあるんだけど、どう？」みたいな感じで、先に声をかけられると理想的だなと思っています。そういう意味でも、研修の機会とかがあるようですが、専門職後見人が知り合えるというか、集えるような場が結構大事なのではないかなと思っています。意見です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

澁澤委員の意見だと、特定の専門職団体に投げるのではなくて、言わば一本釣りのような形で専門職の方に「こんなケースがあるんですけど」という感じでご意見を伺って、裁判所のほうに候補者として出していくという、そんなイメージですか。

○澁澤委員

社会福祉会でいうと、今年1月から250件の調整の依頼が来ているので、3人ぐらいの人が振り分けの担当をしているのですが、やはり十分に配慮しきれないんですよね。数とか資格とかで順番にお願いすることしかできないので、地元でそういう受任の調整ができれば、より後見が細かくできるのではないかなと、そういうような趣旨です。

○佐藤会長

ありがとうございました。貴重なご意見かと思えます。

これはまだスタートしていないので、どうなっていくのか分からないところがありますけれども、まずは広報、相談というところから行きますが、将来的にも受任調整という話になってくると、今のような話が当然出てくるということになるのかなと。これはまた継続して議論をしていくことになろうかなと思います。

○野口委員

野口です。今の澁澤委員の顔の見える後見人というお話もあって、私たちはPACガーディアンズで法人後見を受託しております。船橋市はなかなか法人後見をやっているところがなくて、他県に行くと、法人後見とか個人の後見、専門職後見の人と全部ネットワークができていて、それはすごくうらやましいなとも思いました。できればそういった横のつながり、後見人同士がつながれる場も将来的にはあってほしいと思います。

市民後見人養成講座についてですが、継続事業ということ、権利擁護サポーター養成講座になるのかということなのですが、私どもは船橋市の養成講座を受けて登録をしていただいて、後見人の事務を担う事務執行者として市民の皆さんにも活躍していただいています。私たちの特徴としては、1人の利用者さんに対して2名の担当者がつくということをやっています、なかなか人が足りていない状態です。だから、これはぜひ来年度もやっていただきたいなと思います。

私どもに来る相談は、困難事例と言っていいのか、そういう事案も多くて、特に困難事例の方について、2人でやってよかったのは、2人で話を聞いて、あのときああ言った、こう言った、お金のやり取りもありますので、そういったこともあって2人でやっています。そのためには担う人が必要なので、ぜひ一緒にやっていきたいなと思います。そういう方たちの研修も、今はコロナ禍でなかなかできていないのですが。法人でもやっていますが、こういったところで、さっき学ぶ場ということもありましたが、そういったことも考えていただけたらなと思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。今のご発言はご意見ということでしょうか。

○野口委員

はい、意見です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

矢部委員どうぞ。

○矢部副会長

細かい質問を3点ばかり。権利擁護支援定例会議に関してですが、1点目が、会議の内容というところで、後見の利用の判断とか市長申立ての判断、受任調整の最終的な決定に関しては、それぞれ会議では検討して、会議としての総意は出して、実際に決定するのはそれぞれの所管の各課ということによろしいのかが1点。

2点目が、この会議の参加メンバーは権利擁護支援等推進協議会のメンバーの中から、少人数だけど同一メンバーが出るのか、その中から数人なのか。

最後の3点目の質問が、この権利擁護支援定例会議に関しては、公開、非公開、実際は非公開になるのでしょうかけれども、少なくともオブザーバーみtainな形での

参加は可能なかどうか。その3点、質問させていただきます。

○事務局（地域包括ケア推進課）

まず、1つ目の判断の部分のところです。定例会議について、国の位置づけでは、審議会・審査会という形であれば条例を作って行うという明示はあるのですが、船橋市としては現段階では協議会レベルとしておりまして、助言を受けて、最終的な判断は各課で判断するという形を考えております。それが1つ目です。

2つ目のメンバーについてですが、想定されるメンバーとしましては、これは流動的なほうがいいのかなと今の時点では考えていまして、あえて載せなかったのですが、弁護士、司法書士の方を中心に、法人後見をやっていただいている方々や社会福祉士や医師などを考えてはいるところではありますが、今の時点ではがっちり固定メンバーでということは考えておりません。

3番目の公開、非公開につきましては、個人情報に関係もありますので、基本的には非公開なのかなと思っております。ネットワークの会議として、事例を学ぶ場ということを考えれば、オブザーバーはあってもいいのかなと思います。そこは皆様の意見を踏まえて、今後検討していきたいという段階でございます。

○矢部副会長

いいですか。もうひとつ意見だけ。

最近、意思決定支援ということが非常に重要視されている。その中で、我々司法書士の業界の中でも、後見人として活動する中で個々の意識の差というのはかなり違っております。意思決定支援に対する考え方ももちろん違いますし、事例によっても変わるのでしょうけれども、その考え方というの、そういう意味ではそれぞれの後見人の意識レベルというか、そういったものもある程度は平準化させたいなというところもあります。能力の差があるというのもありますので。ですので、何とか可能な方向で、せめてオブザーバーで参加できるような形を取らせてもらえるとうれしいかなとは思っております。学ぶ場として。

○佐藤会長

どうぞ。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ご意見ありがとうございます。今まで澁澤委員とか野口委員の意見もあって、後見人の集まる場という話もその前にお話しいただきまして、そういう後見人さんたちが集まって学ぶ場というのをつくれたら、その問題もおのずと解決できるのかなというふうには、皆様方の今日のご意見をいただいて感じたところでございます。

基本的に定例会議はあくまで生事例を扱う形になるので、公開のハードルは役所としては高いかなというところではございますが、今日新たにご意見いただいたところが、今後何らかの形で展開できればいいのかなというふうには考えているところです。

○佐藤会長

ありがとうございました。

意思決定支援について議論し出すと、ものすごい時間がかかります。今の矢部委員のようなご意見は貴重なのですけれども、2ページにある専門職向け研修、そこが適切な場なのかなど、私個人的には思います。

自分で時間が押していると言いながら、自分でしゃべってしまいましたけれども、そんなところですね。よろしいですか。

もしよろしければ、まだ議題（1）で、議題（2）がありまして、そちらのほうに移りたいのですが、よろしいですか。

（2）船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係るパブリックコメント及び住民説明会について

○佐藤会長

では、議題（2）のほうに移らせていただきます。

まず、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局からです。どちらかという議題ではなく事務連絡に近い形ではございますが、成年後見制度の利用促進基本計画に関する今後のスケジュールについてということで、資料の2を皆さんご覧いただけたらと思います。船橋市の成年後見制度利用促進基本計画の策定に係るパブリックコメントと住民説明会について、説明をさせていただきたいと思います。

こちらは今後のスケジュールを示したものではありませんのですが、記載のとおり、令和3年の10月、先月の第2回権利擁護支援等推進協議会を経て、船橋市成年後見制度利用促進基本計画の素案を策定いたしましたので、それを基にパブリックコメントへと考えているところです。その素案については、今日皆様のお手元にご用意させていただいたものでございます。

方法といたしましては、策定いたしました船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）を、地域包括ケア推進課や公民館、地域包括支援センター等で市民が閲覧できるように配布して、さらには市のホームページに掲載していきたいと思っております。

期間は令和3年度12月15日から約1か月間、資料では1月19日と書いてあるのですが、こちらの期間については、船橋市のほかの計画がありますので、他計画と足並みをそろえる形で、まだ調整中の日程でございますので、ご了承ください。約1か月間行いまして、意見をまとめていきたいと考えております。

パブリックコメントの周知につきましては、市民に広くお伝えできるよう市のホームページに掲載のほか、広報ふなばしに実施の掲載を行ってまいります。

通常は住民説明会を公民館等で実施しているところですが、こちらはコロナ禍という状況を鑑みて、船橋市の他計画、船橋市総合計画や地域福祉計画と同様に、動画配信という形で市民への説明をさせていただきたいと考えているところです。事務局で作成した船橋市の計画素案の説明動画を市のホームページにアップしまして、パブリックコメントの期間内に配信を行っていきたいと考えています。パブリックコメントは1月中旬以降に取りまとめを行って、その意見を考慮して、最終的な船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）を策定していきたいと考えています。

こちらの表のとおり、令和4年の2月に今年度最後の権利擁護支援等推進協議会がございますので、こちらで計画の最終案を確認していただき、3月には計画策定が完了する予定でございます。

そして、令和4年4月に中核機関を地域包括ケア推進課内に設置し、運営を開始するというようなスケジュールで行きたいと考えているところでございます。

議題（2）の説明は以上でございます。会長、よろしく申し上げます。

○佐藤会長

ありがとうございました。

本日、素案そのものは議論しない。これに基づいてパブリックコメントを出しますという趣旨のご説明でございました。これから数か月先のスケジュールのご説明があったわけですが、何かご質問、ご意見等がございますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

では、まだあと数分時間がありますが、何か最後に一言ということがございましたら。委員の皆様、よろしいですか。

○森本委員

パブリックコメントのことですけれども、市民の皆さんにご説明するに当たって、この素案をそのまま、これがありますと言ってドンとやるという感じではないですよ。何か分かりやすくパンフレットなり、あるいはホームページに説明みたいな、もう少し分かりやすいものを入れたりするのですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

基本的にはこの素案を関係各課や公民館等に設置してというような形にはなりませんが、それを補完するものとして動画配信ということで、分かりやすく、よりコンパクトにした内容で今考えているところでございます。

○佐藤会長

ありがとうございました。

よろしいですか。

○森本委員

大丈夫です。

○佐藤会長

では、議題（２）については以上ということで、その他、何か事務局のほうでございませうか。

（３）事務連絡

○事務局（窪田課長補佐）

事務局からほかはございませぬので、事務連絡のほうに入らせていただきます。

○佐藤会長

よろしくお願ひします。

○事務局（窪田課長補佐）

本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。今日頂戴いたしました貴重なご意見をまた参考にさせていただきますして、権利擁護支援について検討してまいりたいと考えております。

次回の協議会につきましては、先ほども少しお話が出ましたが、来年令和４年２月上旬を予定しております。正式な開催日程については、会長とご相談の上、改めて開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の資料でございませうが、ホームページのほうにも掲載いたします。お手元の資料についてはお持ちいただいて結構でございませう。

本日、車でお越しの方がいらっしゃいましたら、事務局までお申しつけください。事務局からの連絡は以上でございませう。

3. 閉会

○佐藤会長

ありがとうございます。

すみませぬ、裁判所のほうにコメントを振るのを忘れてしまいましたけれども、何かございませうか。よろしいですか。

それでは本日は、どうもありがとうございます。では、来年また。

以上で終わりです。

15時26分閉会